

つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025 年 12 月 1 日

12
December
2025



要チェック

協会けんぽ電子申請サービスについて(令和8年1月13日開始予定)

協会けんぽでは、これまで「紙」の申請書によって行われている各種手続きについて、インターネットを通じて、パソコン、スマートフォンを利用して申請することができる「電子申請サービス」を開始いたします(令和8年1月13日サービス開始予定)。協会けんぽが取り扱っている現金給付申請をはじめとする健康保険の主要なお手続きについて利用することができます。「郵送すること」の手間/時間/費用をかけずに、オンラインで申請手続きを完了させることが可能となります。確認しておきましょう。

.....これからは電子申請がおすすめです(協会けんぽホームページより).....

- ・利用対象者 被保険者、被扶養者、社会保険労務士(事業主は対象者ではありません)
- ・利用時間 平日 8 時~21 時※土日祝日および年末年始(12/29-1/3)を除く
- ・申請の流れ
 - ①「協会ホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログイン。
 - ②希望する申請書を選択しマイナンバーカードを利用(被保険者および被扶養者)して協会けんぽの資格情報を取得。
 - ③申請情報を入力して必要な添付書類を電子ファイルでアップロード。
 - ④申請完了。給付金等については「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、審査状況が確認可能。



電子申請対象書類

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|--|---|--|
| ☒ 傷病手当金支給申請書 | ☒ 埋葬料(費)支給申請書 | ☒ 特定健康診査受診券(セット券)申請書 |
| ☒ 出産手当金支給申請書 | ☒ 療養費支給申請書(立替払等) | ☒ 特定保健指導利用券申請書 |
| ☒ 出産育児一時金支給申請書 | ☒ 療養費支給申請書(治療用装具) | |
| ☒ 高額療養費支給申請書 | ☒ 任意継続資格取得申出書 | 他 |

★詳しくは協会けんぽホームページ https://www.kyoukaikenpo.or.jp/electronic_application/ をご参照ください。

受付期間延長

魅力ある職場づくり支援補助金の申請受付期間が延長になりました

つちはし事務所通信 9 月号でもお伝えした魅力ある職場づくり支援補助金の申請受付期間が延長になりました。確認しておきましょう。

.....徳島県ホームページ 魅力ある職場づくり支援事業より.....

補助額：**最大20万円**

※原則:補助対象経費総額の1/2

(注) 2つ以上の制度を導入又は見直す場合(1つの場合は最大10万円)

補助対象経費: 就業規則等の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬に係る経費

申請受付期間 令和8年2月20日(金)まで

実績報告 令和8年3月2日(月)まで

申請方法 ①電子申請届出システム、②郵送、③持参のいずれかの方法により、提出ください。

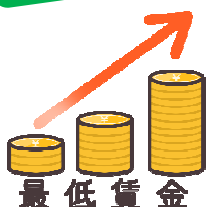
労働関係法令の基準を上回る制度や法令で「努力義務」とされている制度の導入が対象です。



★この機会に就業規則等の作成あるいは見直しをご検討される場合は、お早めにつちはし事務所までお問い合わせください。

重要

令和8年1月より徳島県の最低賃金が1,046円に変わります



徳島県
1046 円

最低賃金が1,046円になると、時給の方はもちろん日給月給の方の見直しも必要になります。1日8時間の週休2日制で年間休日105日の場合、通勤手当や皆勤手当を除いて月額18万1307円以上の支給が必要となります。適用前の今月中に賃金が最低ラインを下回っていないか確認しましょう。

あとがき◆ つちはし事務所より

★ 年末恒例の来年の話題ですが、労働社会保険の分野では次のような法の施行が予定されています。

- 1. 年金制度改革** 在職老齢年金の支給停止基準額が「月50万円 → 62万円(2024年度価格)」に引き上げられます。施行は2026年4月1日。高齢社員が働きながら年金を受け取りやすくなります。
- 2. 女性活躍推進法改正** 101人以上の企業に対して①男女間賃金差異 ②女性管理職比率の公表が義務化されます。施行は2026年4月1日。
- 3. ハラスメント関連の改正** カスタマーハラスメント対策、就活セクハラ防止措置が義務化されます。公布は2025年6月11日。1年6か月以内に政令で定める日(2026年秋頃)に施行予定です。
- 4. 障害者法定雇用率の引き上げ** 障害者法定雇用率が、2026年に想定される労基法改正月から2.7%に引き上げられます。これにより、従業員数が37.5名以上の企業に障害者の雇用義務が発生します。
- 5. 2026年に想定される労基法改正(審議中の論点)** 厚労省の労働基準関係法制研究会報告書を受け、早ければ2026年改正を目指す論点が労政審で議論中となっています。主な論点は以下の5点です。
 - ①労働時間規制の変更 ②休日・休暇制度の見直し ③副業の際の割増賃金の通算見直し
 - ④勤務間インターバルの義務化 ⑤有給取得時の賃金算定の変更

★ 今年のつちはし事務所の冬期休暇は12月27日(土)から1月4日(日)の予定です。
12月26日(金)につきましては年末業務の為、ご対応出来かねる場合があります。
ご相談事項は、お早めにご連絡ください。年明けの仕事始めは1月5日(月)です。
ご不便をおかけしますが よろしく願いいたします。

皆様に楽しいクリスマスと素晴らしい新年が訪れますように！

